デジタル市場における競争政策に関する研究会(第1回)議事要旨

- 1 日 時 令和2年7月29日(水) 9:30~11:30
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 議事次第
- (1) 開会
- (2) 議事
 - 「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について
 - デジタル市場における公正取引委員会の取組について
 - 御議論いただく論点(案)について
- (3) 閉会

4 議事概要

- (1) 冒頭,経済取引局長から,研究会開催に当たっての挨拶を行い,また,経済取引局長からの依頼に基づき,柳川委員が座長に就任した。 また、柳川座長からの依頼に基づき、中川委員が座長代理に就任した。
- (2) 「『デジタル市場における競争政策に関する研究会』の開催について」(資料1)について、事務局から説明を行い、原案のとおり、委員の了承が得られた。
- (3) 「デジタル市場における公正取引委員会の取組について」(資料2)について、事務局から説明を行ったところ、委員から出された主な意見は以下のとおり。
 - プライバシー保護の分野は、日本と欧米を比べると、利活用という意味でも法規制という意味でも非常に遅れている。一元的にはプライバシー規制が担うべきものであるが、プラットフォーマーのエコシステムは反競争的ではないかという観点から、競争政策が担える部分は非常に大きいのではないか。
- (4) 「御議論いただく論点(案)について」(資料3)について、事務局から 説明を行ったところ、委員から出された主な意見は以下のとおり。
 - 個人情報保護の領域から見ると、個人情報を用いたプロファイリング は大きな論点の1つとなっている。プロファイリングを行って、センシ

ティブな個人に関する新しい情報をあぶり出す行為は新たなプライバシー侵害ではないかということ、また、そうした情報を使って、本人に不利益な判断を下す場合の法的な対応の在り方というのが論点になっている。これらは、自己決定や本人の自由な選択の保障といった文脈で議論されるものだが、特に、個人の判断や評価にバイアスがかかった場合に権利侵害性が高まる点について、競争法的にどのような評価になり得るのかについて関心がある。

- フィンテックの分野では、かなり AI が活用されるようになっている。金融システムについては、信用スコアの倫理面での課題や、アルゴリズムが判断することによる「フラッシュ・クラッシュ」といった金融システムの安定性の課題が発生しており、アルゴリズム/AI というのは、経済に大きな影響を与えている。経済学の観点から、デジタル市場というのは、今までのリアル市場と比べると、コスト構造が大きく違うことを踏まえた上で、今までの経済学の考え方を更に応用していく必要がある。また、アルゴリズム/AI については、経済にとってプラスの面も見ていく必要がある。基本的には、アルゴリズム/AI の利活用を進めていき、イノベーションの創出を推進しつつ、適正な競争が促進されるように考えていきたい。その意味で、アルゴリズム/AI の利活用が何を生んでいるのか、どのような影響があるのかということを確認する必要がある。
- 経済学の標準的な理論では、利用可能な情報を全て利用する合理的な個人を想定してモデルを考えている。これは、非現実的だと批判されており、近年は、若干非合理的な個人による行動経済学をベースとした競争政策を考えるというものが始まってきている。その上で、今回のアルゴリズムというものは、経済学のモデル上でどのように位置付ければいいのかということであるが、恐らく完全合理的な人間ではないが、人間が採る行動と比べて、場合によってはより合理的、場合によってはより非合理的な行動を採るものであると考えられる。また、アルゴリズムは非常に進化が速く、毎年膨大な数の論文が出ていると言われているので、どんなアルゴリズムをこの研究会の議論の対象とするかについて、意識合わせをする必要があるのではないか。
- アルゴリズム/AI を利用してカスタマイゼーションをしていく上で、 ビッグデータの重要な一角を占めるのがクッキーだろう。欧米の実務に おいても、法規制においても、クッキーが中核になっていると認識して

いるので、クッキーも注視していく必要があるのではないか。また、ウィズ・コロナ以降に何が起きているのかというのは、 見逃せないところだと思うが、 一番大きな変化はリモートワークやテレワークが進んだことである。 リモートワークやテレワークの背後に何か問題はないのかという問題意識も必要と思われる。

- 経済産業省、公正取引委員会及び総務省が策定した「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」で求められていた法律の制定・改正、ガイドラインの制定・改定などの多くの部分については一応片付いたと思っている。その上で、新しい課題をどう見定めるのか、その課題にどのように取り組むのかということが、今後の課題だと承知している。例えば、自己学習アルゴリズムによって共謀的な結果が達成されるような場合は、競争政策の観点からは問題があるのかもしれないが、現在の独占禁止法において違反といえるかは難しい。また、パーソナライズド・プライシングも、人間が関わらず、AIだけで行うということであれば、事業者の責任を問えるのかという問題がある。事業者の行為と、アルゴリズム/AIの行うことが切り分けられるのか。切り分けられるとすればどのように切り分ければよいのか。どこまでが事業者の行為として、独占禁止法なり競争政策の観点からアプローチできるのかが問題になるだろう。
- アルゴリズム/AIについて考えるならば、その透明性が消費者に分かる形でなければ意味がない。技術的に言うと、人工知能に何が起こったかについて、「ブラックボックス」でなく、理解可能な説明をできることが大事である。また、AIの自己学習の話については、AIをコントロールできるかという問題に帰着するだろう。EUは、AIは人間がコントロールできるものであり、コントロール下に置くべきだという強い信念がある。これに対し、アメリカは、コントロールできないと考えている傾向にあり、むしろ、リスク対利益で考え、最終的にはパブリックなトラストを重視する立場のようである。人間が、AIをコントロールできるかどうかというのは根本的な問題であるため、競争法上でどう捉えていくかというのは非常に難しい課題である。
- アルゴリズム/AI を利用したターゲティングによって、ある商品やサービスが特定の需要者のみに提供され、その他の需要者には提供されなくなり、その存在すら分からなくなる可能性がある。この問題は、個人に

対する自動処理による決定という観点でプライバシー保護の問題でもあるが、消費者の情報量が少なくなり、情報の非対称性が悪化、市場効率性が低下するという側面もある。これらの点について、独占禁止法や競争政策に関係のある側面があれば、議論を行ってもよいのではないか。

○ 本日の議論の多くは、アルゴリズム/AI だから発生している問題というよりは、アルゴリズム/AI を使うことで触発されたり増幅されたりする問題に関するものだったと思う。そのため、議論の対象は、アルゴリズム/AI だから発生している問題に縛らず、幅広に考えたほうが良いだろう。また、AI を独占禁止法違反の主体とすることはできないため、誰の責任を問うかというのは大きな課題である。法的な問題行為は、AI そのものに起因するというよりも、事業者が AI を使ったことに起因するということになる。今までとは違う見え方があるというところに難しいポイントがあるし、研究会として考えていくべきポイントである。これ以外にも、共同行為を考える場合、複数の事業者が1つの AI を使って同じ仕組みで値段を上げる話と、AI 自体が複数ある場合とでは話が違うと思うため、この辺りも掘り下げていきたいと考えている。

以上

(文責:公正取引委員会事務総局)